

新	旧
<p>(利用に係る条件)</p> <p>第4条 知事は、前条第1項の規定に基づき本著作物の利用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>(1) 法令を遵守し、公序良俗に反しないこと。</p> <p>(2) 本著作物の改変（本著作物の色彩及び色調の変更、本著作物への文字載せ及びトリミングを行うこと等をいう。）をしないこと。</p> <p>(3) 特定の政治、思想等を支援し、又は支援しているような誤解を与えないこと。</p> <p>(4) 高知県及び石元泰博氏並びに本著作物の信用及びイメージを損なわないこと。</p> <p>(5) 本著作物の主たる対象物として写されている人物、物品、建物等の被写体に係る肖像権等の第三者の権利については、必要に応じて自らの費用と責任で権利処理を行うこと。</p> <p>(6) 本著作物を利用する場合には、「©高知県, 石元泰博フォトセンター」又は「©Kochi Prefecture, Ishimoto Yasuhiro Photo Center」とクレジットを明記すること。</p> <p>(7) 本著作物を利用して作成された成果物については、知事が別に定める部数を高知県に対して納入すること。</p> <p>(8) 本著作物の画像データをウェブサイト等に掲載する場合には、原則として画像に複製防止技術（利用時における標準的な技術水準に適合するもので、知事が認めるものに限る。）を措置すること。</p> <p>(9) 本著作物の画像データをウェブサイト等に掲載する場合には、知事が特に必要があると認めた場合には、画像の消去又は再度利用許諾申請の提出等の知事の指示に従い、必要な手続を行うこと。</p>	<p>(利用に係る条件)</p> <p>第4条 知事は、前条第1項の規定に基づき本著作物の利用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>(1) 法令を遵守し、公序良俗に反しないこと。</p> <p>(2) 本著作物の改変（本著作物の色彩及び色調の変更、本著作物への文字載せ及びトリミングを行うこと等をいう。）をしないこと。</p> <p>(3) 特定の政治、思想等を支援し、又は支援しているような誤解を与えないこと。</p> <p>(4) 高知県及び石元泰博氏並びに本著作物の信用及びイメージを損なわないこと。</p> <p>(5) 本著作物の主たる対象物として写されている人物、物品、建物等の被写体に係る肖像権等の第三者の権利については、必要に応じて自らの費用と責任で権利処理を行うこと。</p> <p>(6) 本著作物を利用する場合には、「©高知県, 石元泰博フォトセンター」又は「©Kochi Prefecture, Ishimoto Yasuhiro Photo Center」とクレジットを明記すること。</p> <p>(7) 本著作物を利用して作成された成果物については、知事が別に定める部数を高知県に対して納入すること。</p> <p>(8) 本著作物の画像データをウェブサイト等に掲載する場合には、原則として画像に複製防止技術（利用時における標準的な技術水準に適合するもので、知事が認めるものに限る。）を措置すること。</p> <p>(9) 本著作物の画像データをウェブサイト等に掲載する場合には、知事が特に必要があると認めた場合には、画像の消去又は再度利用許諾申請の提出等の知事の指示に従い、必要な手続を行うこと。</p>

(10) 本著作物の利用は、利用許諾をした利用目的及び企画内容に限るものとし、別の利用目的及び企画内容に利用しようとする場合には別途第2条の規定による申請を行うこと。

(11) 本著作物を利用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。

(12) 本著作物を利用する権利の第三者への譲渡及び転貸を禁ずること。

(13) 支払銀行、仲介銀行、受取銀行で発生する全ての手数料は、送金者の負担とする。

附 則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

(10) 本著作物の利用は、利用許諾をした利用目的及び企画内容に限るものとし、別の利用目的及び企画内容に利用しようとする場合には別途第2条の規定による申請を行うこと。

(11) 本著作物を利用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。

(12) 本著作物を利用する権利の第三者への譲渡及び転貸を禁ずること。

附 則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月14日から施行する。